

商品の販売、導入及び使用許諾に関する契約約款

第1条（契約の成立）

発注者（以下「甲」という）は、株式会社グッドサイクルシステム（以下「乙」という）に注文書記載の商品（以下「商品」という）及び本ソフトウェア（第7条第1項に定義する。以下本条において同じ）の使用許諾を注文し、乙は、本約款に従い、商品を販売及び導入し、かつ本ソフトウェアの使用を許諾するものとする。本注文に関わる契約（以下「本契約」という）は、乙が甲に送付した見積書に対して、甲が乙に対して乙所定の注文書を送付し、乙が甲に注文請書を送付したときに、本約款に定める内容のとおり成立するものとする。

第2条（納入及び導入作業）

1. 乙は、本約款に従い、注文書記載の納期までに注文書記載の納入場所において商品を甲に納入するものとする。なお、注文書に別段の記載のない限り、納品にかかる費用は乙の負担とする。
2. 乙は、納入と同時に又は納入後に、注文書記載の導入作業を行う。
3. 商品の導入作業は、乙所定の方法に基づき、乙が甲の指定する場所ないし設備に商品（ただし、対象となる商品は注文書にて導入作業の対象とされている商品に限る）を設置する方法により行うものとする。操作指導、稼働立ち会い等の有無・回数その他詳細は、注文書の定めに従う。
4. 甲は、商品の導入作業のために必要な一切の手続（設置先の設備等の起動、通信設備の準備、各種操作、導入に必要な正確な情報の提供・入力、ネットワーク環境に関する正確な情報の提供・構築、立ち会いを含むが、これらに限られない）に協力しなければならない。かかる協力義務の違反により商品の導入が遅延し若しくは不能となり、又は設置先の設備等若しくはネットワーク環境に不具合が生じた場合、乙はこれらにより甲に生じた損害につき、その責を負わない。
5. 商品の納入及び導入作業の完了をもって、納入完了とする。

第3条（検査）

1. 甲は、商品の納入完了後、遅滞なく、商品の内容、数量及び稼働の検査を行う。かかる検査に合格した場合、甲は乙に検収書を送付し、これをもって検収完了とする。商品に瑕疵又は数量不足・品違い等があった場合は、甲は、納入後30日以内に、具体的な瑕疵又は数量不足の内容を示した書面にて、乙に通知する。
2. 前項の通知をしたときは、甲は、乙に対し、納入完了から6か月以内に限り、代品の納品、商品の修理又は部品の交換の請求をすることができる。
3. 甲が、納入完了後30日以内に第1項の通知を行わなかったときは、当該商品は甲の検査に合格したものとみなす。
4. 乙において、所定の納入期日に商品の納入ないし導入ができないことが判明した場合には、甲に対して通知し、甲乙誠実に協議するものとする。

第4条（危険負担）

納入完了前に生じた商品の滅失、損傷、変質その他の損害は、甲の責めに帰すべきものを除き乙が負担し、納入完了後に生じた商品の滅失、損傷、変質その他の損害は、乙の責めに帰すべきものを除き甲が負担する。

第5条（対価の支払）

1. 甲は、第3条に定める検収が完了した日の属する月の翌月末日までに注文書記載の注文金額（以下「対

価」という)を乙が指定する銀行口座に振込の方法により支払う。ただし、注文書にて別段の定めをした場合は、注文書記載の条件に従うものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。

2. 甲は、前項に定める対価の支払いを遅延した場合、支払期日の翌日から当該対価が完済される日まで、年14.6%の割合で乙に遅延損害金を支払うものとする。

第6条 (所有権の移転)

1. ソフトウェアを除く商品の所有権は、前条に基づく対価の支払いが完了した時点で、乙から甲に移転するものとする。ソフトウェアの取扱いについては、第7条の規定に従うものとする。
2. 甲は、対価の支払完了前に商品を第三者に譲渡、貸与、質入又は担保に供する場合、乙の事前の承諾を書面で得るものとする。

第7条 (ソフトウェアの利用)

1. 「本ソフトウェア」とは、注文書記載のソフトウェアないしプログラム(プログラム等が記録された媒体、マニュアル等のすべての印刷物またはマニュアル等が記録された媒体を含む)をいう。
2. 本ソフトウェアは、日本国内外の著作権法並びに著作権者の権利及びこれに隣接する権利に関する諸条約その他知的財産権に関する法令によって保護されており、また、本ソフトウェアは、本約款の条件に従い乙から甲に対して使用許諾されるもので、本ソフトウェアの特許権、実用新案件、意匠権、商標権、著作権及びノウハウ(知的財産権を受ける権利を含み、以下「知的財産権等」という)は甲に移転するものではない。
3. 乙は、甲に対し、甲が注文書記載の支払をすることを条件に、注文書に定める期間及び数量において、日本国内における、譲渡及び再許諾不能な、本ソフトウェアの非独占的・非排他的な使用权を許諾する。
4. 本契約によって生ずる本ソフトウェアの使用权とは、本ソフトウェアを甲の所有するコンピュータ又はタブレットその他の電子機器(以下まとめて「本システム」という)においてのみ、甲が本ソフトウェアを使用することができる権利を指すものとする。なお、使用权は本ソフトウェアを使用する最大同時利用者の数と同一数を購入しなければならない。
5. 甲は、本ソフトウェアのマニュアルに記載されたバックアップで複製する場合を除き、本ソフトウェアのプログラムについて一部もしくは全部を複製、複写もしくは修正、追加等の改変を行わない。
6. 使用权の期間満了後、甲は、本ソフトウェアが新規にデータ登録することができない状態になることを承諾する。
7. 使用权の期間満了前に、甲は乙が別途定める料金を支払うことによって、使用权を延長することができるものとする。
8. 甲は、本ソフトウェアにつき、以下の行為を行わないものとする。
 - ① 本ソフトウェアのマニュアルに記載されたバックアップの方法で1部複製する場合を除き、本ソフトウェアのプログラムについて一部又は全部を複製、複写又は修正、追加等の改変をする行為
 - ② 本ソフトウェアを使用許諾、貸与その他の方法で第三者に使用させる行為
 - ③ 本ソフトウェアを用いて、乙又は第三者の知的財産権等その他の権利を侵害する行為
 - ④ 本ソフトウェアに関して、リバース・エンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイル等のソースコードを解析する行為
9. 甲は、商品に第三者が権利を有するソフトウェア等(フリーソフトウェア及びオープンソースソフトウェアを含み、以下「第三者ソフトウェア等」という)が含まれる場合、第三者ソフトウェア等の媒体に添付される使用条件等を遵守するものとする。なお、甲は、第三者ソフトウェア等の使用にあたり乙又は第三者と使用許諾契約の締結が必要となる場合、当該契約を締結するものとする。

10. 第三者ソフトウェア等に起因する不具合又は権利侵害については、当該第三者ソフトウェア等の利用に関する契約に基づき処理するものとし、乙は責任を負わないものとする。
11. 本ソフトウェアの使用に関し、甲に対して第三者から当該第三者の知的財産権等その他の権利を侵害している旨の申立てがなされた場合、甲は、乙に対し、速やかに当該申立ての事実及び内容を通知し、甲は、必要な範囲で乙に協力するものとする。

第8条（商品等に関する保証および責任の範囲）

1. 第3条に基づく検査合格後に発見された商品の不具合並びに甲の設備等及びネットワーク環境の不具合については、商品に添付される保証書等（商品の仕様、使用方法及び保証範囲等を記載した書面を含み、以下、総称して「保証書等」という）に定める範囲で商品の製造元又は保証元（以下、総称して「製造元等」という）が責任を負うものとし、乙はこれらの事項について損害賠償責任、瑕疵担保責任その他一切の責任を負わないものとする。ただし、注文書にこれと異なる定めがある場合は注文書の規定に従う。
2. 甲は、自己の負担において、乙を通じて、製造元等に対して、商品の権利侵害性及び不具合改善に関する請求を行うことができる。この場合、乙は、かかる請求によって乙に生じた損害及び費用を甲に請求できるものとする。

第9条（本ソフトウェアに関する保証および責任の範囲）

1. 乙は、本ソフトウェアのプログラムが記録された媒体、マニュアル等の印刷物またはマニュアル等が記録された媒体に物理的な欠損がある場合、甲に本ソフトウェアが到着した日から30日間に限り交換に応じる。
2. 乙は、本ソフトウェアの機能、性能および品質が甲の特定目的に適合することを保証するものではなく、これによって生じた損害について何等の責任を負わない。また、乙は、本ソフトウェアの物理的紛失、盗難、事故、誤用、地震、台風、津波その他の天変地異、戦争、暴動、内乱、法令・規則の改正、政府行為その他の不可抗力による損害について何等の責任を負わない。
3. 乙は、本ソフトウェアに瑕疵がないこと、本ソフトウェアが中断なく稼動すること、本ソフトウェアの使用が甲及び第三者に損害を与えないこと、および、本ソフトウェアが第三者の知的財産権等その他の権利を侵害していないことを保証せず、これによって生じた損害について何等の責任を負わない。なお、本ソフトウェアについて、第三者の知的財産権等に関する紛争が生じたときは、甲の責に帰すべき事由による紛争を除き、乙がその責任と費用において当該紛争を解決するものとする。
4. 甲は、乙が本ソフトウェアに対して甲の本ソフトウェア使用開始日から1年間瑕疵担保責任を負うこと、および、この瑕疵担保責任の履行が本条第1項に定めるもののほか、甲乙間で別途締結する保守契約に基づく保守業務の履行によってのみ行われることを承認する。
5. 本ソフトウェアには乙または乙の指定する第三者のサーバに本システムを接続した際に本ソフトウェアが自動的にアップデートされる機能を有するものがある。甲が、この自動アップデートの機能を用いない旨設定した場合、アップデートをするか否かを問い合わせる設定にした場合で且つ甲がアップデートの実行を拒否した場合、甲がアップデートをできる環境を整えなかった場合、または、甲のアップデートできる環境が使用不可になっていた場合その他原因を問わず甲が本ソフトウェアのアップデートを行わなかった場合、甲による当該本ソフトウェアの使用に関して乙は何等の責任を負わない。
6. 本ソフトウェアの稼動が依存する、本ソフトウェア以外の製品、ソフトウェアまたはネットワークサービス（第三者ソフトウェア等に限られず、乙が提供する場合も含む）は、当該製品、ソフトウェアまたはネットワークサービスの提供者の判断で作動を中止または中断する場合がある。乙は、本ソフトウェ

アの稼動が依存するこれらの製品、ソフトウェアまたはネットワークサービスが中断なく正常に作動すること及び将来に亘って正常に作動することを保証せず、これによって生じた損害について何等の責任を負わない。

7. 乙は、いかなる場合にも、本ソフトウェアを使用して蓄積されたデータの喪失等によって生じた損害について何等の責任を負わない。ただし、乙の故意又は重大な過失に起因する場合はこの限りではない。
8. 次条の規定にかかわらず、本ソフトウェアに関連する乙の甲に対する損害賠償限度額は、請求原因の如何を問わず甲が支払った1年分の月額利用料金を限度とする。また、損害の範囲については次条の規定に従う。ただし、乙の故意又は重大な過失に起因する場合はこの限りではない。

第10条（サーバ内のデータに関する保証及び責任の範囲）

1. 甲は、本ソフトウェアに関するデータを保管するサーバ（以下「本サーバ」という）の管理を乙に委託する。
2. 乙は、本契約の終了（契約期間満了または解約等の理由を問わない）により、本サーバ内に存在する甲に帰属するすべてのデータを破棄する。
3. 甲は、必要に応じて自身の判断で、本契約期間中に本サーバ内のデータを保存する等の措置をとるものとし、乙は、前項のデータの破棄については、甲に対しても甲顧客に対しても一切の責任を負わない。

第11条（損害賠償）

甲又は乙は、相手方の責に帰すべき行為により損害が生じた場合、債務不履行、瑕疵担保、不当利得、不法行為その他請求原因の如何によらず、当該行為の直接の結果として現実に生じた通常の損害に限り、本契約における対価の総額を上限として、相手方に対し損害賠償を請求することができるものとし、相手方が損害の発生を予見し得たか否かにかかわらず、特別損害、間接損害、逸失利益については請求できないものとする。

第12条（機密保持）

1. 甲及び乙は、相手方から開示された技術上又は営業上その他一切の情報のうち、「機密」である旨明示された有形的・電子的な媒体により提供されたもの、又は、「機密」である旨を書面で告知されたうえで口頭・視覚等で開示されたもの（以下「機密情報」という）を、書面による事前の承諾なしに、相手方以外の第三者（親会社、子会社及び関連会社を含む）に開示又は漏洩してはならないものとし、また、本契約の履行以外の目的で使用、複製又は変更してはならない。ただし、乙は、本契約の遂行に必要な範囲に限り商品の仕入先に機密情報を開示することができるものとする。
2. 前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報については機密情報に該当しないものとする。
 - ① 開示の時点ですでに保有しているもの
 - ② 本契約に違反することなく、開示の時点で公知のもの及び開示を受けた後に公知となったもの
 - ③ 開示の有無にかかわらず独自に開発したもの
 - ④ 機密保持義務を負うことなく第三者から適法に入手したもの
 - ⑤ 法令等に基づき官公庁等から開示を義務付けられたもの
3. 甲及び乙は、善良なる管理者の注意をもって、機密情報を厳に秘密として管理するとともに、本契約の遂行に従事する者に対して、本条の機密保持義務を遵守させるものとする。
4. 万一、機密情報が第三者に開示又は漏洩した場合には、これを知った当事者は、ただちに相手方に通知をするとともに、開示又は漏洩の拡大の防止に努めるものとする。

5. 甲及び乙は、受領した機密情報を分解、逆アセンブル、逆コンパイル又はリバース・エンジニアリングその他の解析、あるいは改造、改変等しないものとする。
6. 甲又は乙は、本契約の解除その他の事由により本契約が終了した場合、相手方の選択に従い、機密情報を相手方に返却又は自己にて廃棄もしくは削除するものとする。
7. 本条の機密保持義務は、本契約終了後2年間効力を有するものとする。

第13条（個人情報）

- 1 本契約に基づく委託にかかる個人情報の取扱いについては、本条及び次条に定めるものを除き、「委託に基づく個人情報の取扱いに係る契約約款」に従うものとする。
- 2 本サーバ内に保管される甲顧客の個人情報（履歴等関連データを含む）は甲に帰属する。

第14条（匿名加工情報の作成及び取り扱い）

1. 甲は、匿名加工情報（「個人情報」に含まれる記述等の一部を削除すること、又は「個人識別符号」の全部を削除すること等の措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするため、法令が定める基準に従い、当該個人情報を加工する。甲は、匿名加工情報の作成を乙に委託する。
2. 匿名加工情報を作成する目的は、薬剤の使用状況分析を通じたコンテンツ等へのアクセス解析とコンテンツ提供者等へのフィードバック及びシステム改善とする。
3. 甲は、匿名加工情報取扱事業者として、個人情報保護法等法令が定める義務を履行する。
4. 乙は、甲から匿名加工情報の提供を受けた場合、匿名加工情報取扱事業者として、個人情報保護法等法令が定める義務を履行する。

第15条（相殺）

乙が甲に対し債権を有しかつ債務を負担している場合、乙は、当該債権の弁済期が到来していなくても、当該債権と当該債務とを対当額をもって相殺できるものとする。

第16条（契約解除）

1. 甲又は乙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、何らの通知、催告を要せず、直ちに本契約及び甲乙間で締結され本契約と一体となる他の契約（併せて以下「本契約等」という）の全部又は一部を将来に向けて解除することができる。なお、本条の規定は、損害賠償請求の権利を妨げない。
 - ① 本契約等に定める条項に違反し、相手方に対し催告したにもかかわらず7日以内に当該違反が是正されないとき
 - ② 監督官庁より営業の許可取消し、停止等の処分を受けたとき
 - ③ 支払い停止もしくは支払い不能の状態に陥ったとき、又は手形もしくは小切手が不渡りとなったとき
 - ④ 第三者より差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたとき
 - ⑤ 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始の申立てを受け、又は自ら申立てを行ったとき
 - ⑥ 解散の決議をしたとき
 - ⑦ 資産又は信用状態に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認めら

れるとき

⑧ その他、前各号に準じる事由が生じたとき

2. 前項により本契約等が解除された場合、契約の解除を受けた当事者は、当然に期限の利益を失い、相手方に対する一切の債務を直ちに履行するものとする。
3. 甲が、本条第1項各号で定める事由のいずれかに該当した場合において、乙が販売した商品が甲に現存するときは、当該商品を乙が動産売買の先取特権に基づき差押えすることを甲は異議なく承諾するものとする。なお、当該差押えは、乙の甲に対する損害賠償の請求を妨げないものとする。

第17条（免責事項）

1. 乙は、乙の故意または重過失による場合を除き、以下の場合には甲に対する損害賠償責任を負わないこととする。
 - ①甲が本ソフトウェアを利用することにより第三者との間で紛争が生じた場合
 - ②本サーバ内のデータが破損した場合
 - ③本契約の終了によりデータを破棄した場合
 - ④本ソフトウェアが保守管理その他の理由で停止した場合
2. 本契約に関して乙が甲に負う損害賠償責任の範囲は、直接の原因により甲に現に発生した通常の損害に限るものとし、本契約に関する損害賠償額は、当該期間における本契約の利用料金として現に乙に支払った額を上限とする。ただし、当該損害の原因となる事由が生じた月を含めた過去12か月間分を最大期間とする。

第18条（反社会的勢力との取引排除）

1. 甲と乙は、暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力団等、その他これらに準ずるもの（以下これらを「反社会的勢力」という）との取引排除に関し、それぞれの相手方に対し、次の各号に定める事項を表明し、保証するものとする。
 - ①自ら及び自らの役員（事実上の役員、実質的に経営に関与している者を含み、以下同様とする）が反社会的勢力ではないこと。
 - ②自ら及び自らの役員が反社会的勢力を利用しないこと。
 - ③自ら及び自らの役員が反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供給するなどの関与をしていると認められる関係を有しないこと。
 - ④自ら及び自らの役員が反社会的勢力もしくはその関係者である旨を伝えず、相手方の名誉や信用を毀損もしくは毀損するおそれのある行為をしないこと。
 - ⑤自ら又は第三者を利用して、相手方に対し暴力的行為、脅迫的な言動を用いないこと。
 - ⑥自ら又は第三者を利用して、相手方に対し偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害しないこと。
2. 甲と乙は、相手方が前項に違反した場合、相手方に対し何らの催告を要せずして、直ちに甲乙間で締結した一切の各契約等の全部又は一部を解除することができるものとし、その場合でも乙は何らの責任を負わないものとする。

第19条（契約変更）

- 1.乙は、甲に通知をし、または乙のウェブサイトへ更新内容を掲載することにより、いつでも本約款を変更することができる。
- 2.乙は、月額利用料を変更する権利を留保し、この場合、30日前までに甲に通知するものとします。

第20条（関連事項）

ソフトウェア関連の保守等については、甲乙別途書面により合意するところに従う。

第21条（準拠法及び裁判管轄）

本契約は日本法に準拠して解釈するものとし、本契約等の履行に関して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第22条（協議）

本契約に定めのない事項その他本契約等に関して生じた疑義については、甲乙誠意をもって協議し決定するものとする。